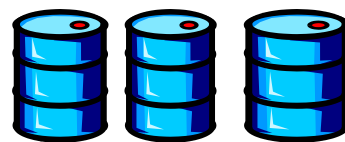


免税軽油使用者証の皆様へ



軽油引取税の税率が

令和8年4月1日から

1kL 当たり 15,000円 (15円/L)

になりました。

軽油引取税の当分の間税率は、1kL当たり32,100円(32.1円/L)でしたが、令和8年4月1日に廃止されました。

このため、令和8年4月1日以降は、軽油引取税の税率が1kL当たり15,000円(15円/L)になりますので、免税証による軽油引取税の免税額も1kL当たり15,000円(15円/L)になります。

お問い合わせ先

山口県総務部税務課 課税班

電話 083-933-2277

FAX 083-933-2299

お問い合わせ先

〇〇県税事務所 〇〇課

電話 083-000-0000

FAX 083-000-0000